

教育職員等による児童生徒性暴力等の 防止等について

文部科学省 総合教育政策局
教育人材政策課



文部科学省

～教員を目指す学生の皆さんへ～

文部科学省 総合教育政策局
教育人材政策課



文部科学省

目 次

1. 児童生徒性暴力等の定義
2. 児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組
3. 児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応
4. 児童生徒性暴力等により免許状が失効等した場合
5. 教育実習等での留意点
6. 児童生徒性暴力等に関する参考動画や教材

1. 児童生徒性暴力等の定義①

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和4年4月1日施行

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、
実習助手、寄宿舍指導員

特定免許失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は
失効者等 免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：

- ①児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
 - ②児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
 - ③児童ポルノ法違反、④痴漢行為又は盗撮行為、⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。
※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許失効者等に関するデータベース**
 - ・国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

教育職員免許法の特例

- **特定免許失効者等に対する再授与**
 - ・免許失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・都道府県教委に設置
 - ・組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- **児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等**に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

1. 児童生徒性暴力等の定義②

- ① 児童生徒等に**性交等**をすること又は児童生徒等に性交等をさせること。
- ② 児童生徒等に**わいせつな行為**をすること又は児童生徒等にわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（**児童ポルノ法**）**違反**※1

※1 児童売春の周旋・勧誘、児童ポルノ所持・提供等。

- ④ 児童生徒等に対する**痴漢行為**※2又は**盗撮行為**

※2 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位等の一部に触れること。

- ⑤ 児童生徒等に対する**悪質なセクシュアル・ハラスメント**（児童生徒等を不快にさせる性的な言動※3）等

※3 「言動」には、口頭での発言に限らず、**SNSや電子メール等を用いることも含まれる。**

被害を受けた児童生徒等の**同意**や、当該児童生徒等に対する**暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪とならない行為も含め**、教育職員等が上記の行為を行うことは**全て法律違反（原則として、懲戒免職となる）**。

2. 児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組

- 教職課程を有する大学においては、**教職課程を履修する学生が、児童生徒性暴力等の防止等の理解を深める**ための措置を講ずる必要があることに留意することとされている。
- 学校の設置者やその設置する学校は、児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底を図るとともに、必要なルールや取組等を整理・周知し、組織的に対応を進めることとされている。
- 教育職員等の服務管理を行う機関は、業務遂行等に関する規則や指針等で、SNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことを明確化することとされている。

3. 児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応①

〈基本的な考え方〉

教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、

- **学校・学校の設置者・所轄の警察署等で情報共有**を図り、迅速に対処するとともに、被害児童生徒等に必要な保護・支援を実施。

- * **被害児童生徒等を徹底して守り抜く**。悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥り、必要な対応を行わないことがあってはならない。

- * 事案の放置や隠ぺいは、本法の義務違反や、信用失墜行為として地方公務員法による懲戒処分の対象となり得る。

3. 児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応②

事案の把握
(早期発見のための
措置等)

- 教育職員等、児童生徒等への研修・啓発
- 定期的なアンケート調査等による実態把握
- 相談体制の整備（相談窓口、SC・SSW等）

教員やSC等が相談を受けたときなど

学校・学校の設置者・
所轄警察署への
通報・報告

相談を受けた教育職員等は、

- **学校又は学校の設置者に通報**
- **犯罪疑いの場合、速やかに所轄警察署に通報**

通報を受けた学校は、

- 直ちに学校の設置者に通報
- 犯罪と認める場合、直ちに所轄警察署に通報

学校・学校設置者による調査等

厳正な対処（懲戒処分等）

教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合、**原則として懲戒免職**とする。

4. 児童生徒性暴力等により免許状が失効等した場合

- 教職員等が、児童生徒性暴力等を行ったことにより、免許状が失効や取り上げとなった場合（特定免許状失効者等という）、これらの者の情報を記録するデータベースを国が整備します。
- **教育委員会などが教師を新たに採用する際、このデータベースを活用。その者が過去に児童生徒性暴力等を行い、免許状が失効した事実があるかどうかを把握する。**

免許管理者（都道府県教育委員会）

児童生徒性暴力等による教員免許状の失効・取上げ処分

① 特定免許状失効者等に関する情報を迅速に記録

データベース



任命権者等（教育委員会・学校法人等）

採用選考の実施

③ 採用希望者を検索

④ 情報の表示
※特定免許状失効者等に該当した場合

② 採用試験受験

採用希望者



⑤ 採否

児童生徒への性暴力等により免許状が失効した場合、免許状の再取得についても**厳しい制限**がかかる。特定免許状失効者等は、免許状を授与する都道府県教育委員会に対し、自身が将来にわたって再び加害行為を行わないこと等を証明することができない場合は、免許状は再授与されません。

5. 教育実習等での留意点①

教育実習生としての注意点

絶対に加害者にならない！

➤性暴力等は決して許されないことです。仮に、加害行為により禁固以上の刑に処せられた場合、執行猶予の場合も含め、教員免許状は授与されません。また、加害行為に該当しないまでも、加害行為に繋がりがねない行為も行わないことが重要です。

被害の相談を受けた場合

➤児童生徒から、教員等による性暴力等に関する相談を受けた場合、その事実があると思われる時は、実習先の学校や設置者（教育委員会や学校法人）に通報し、難しいときには、自らの所属校などに相談するなど、一人で抱えない。

自分が被害者になった場合

➤被害者が責任を感じ、問題を自分自身で抱え込んでしまうことがあります。一人で悩まずに、所属校の教職員、保健管理センター、学生相談室等へ相談しましょう。

5. 教育実習等での留意点②

- 教職員には通常、公立の学校であれば、地方公務員としての服務上の義務が課せられます。また、各教育委員会ではガイドライン等を定めている場合があります。教育実習生という立場であっても、学校現場において、実際に児童生徒等と一定の期間かかわることとなることから、本法や指針の趣旨の理解のほか、学校や教育委員会等の定めるルール等を理解しておくことが重要です。

例〈東京都教育委員会のガイドラインから〉①

○ 不適切な行為（わいせつ行為）、セクシャル・ハラスメント等の禁止

（具体的行動）

- ・ 特別教室や体育館、放課後の教室等、他者の目に触れにくい場所での児童・生徒等に対する個別指導は、絶対に一人で行わず、複数で対応すること。
- ・ 児童・生徒等に対する指導上不必要な身体接触（首、胸、脇、腰、でん部、大腿部等を触る、抱き締める、頬ずりする、膝に乗せる等）は決して行わないこと（着衣の上からの身体接触も同様）。
- ・ 児童・生徒等を自宅に入れることや、自家用自動車に同乗させることなど、密室で2人きりにならないこと。
- ・ 管理職の許可無く、児童・生徒等の自宅を訪問しないこと。
- ・ わいせつ行為は、刑法違反（強制わいせつ罪等）、青少年健全育成条例違反、児童福祉法違反にも該当する可能性があり、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等、重大な非違行為であることを改めて認識し、こうした行為は行わないこと。等

（出典：「使命を全うする！」教職員の含むに関するガイドライン：令和3年 4月（改訂）東京都教育委員会）

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/personnel/duties/release_guideline.html

5. 教育実習等での留意点③

例〈東京都教育委員会のガイドラインから〉②

○ 私的なメール、SNS等の禁止

(具体的行動)

- ・ 管理職の許可無く、児童・生徒等の電子メールアドレス等を聞かないこと。
- ・ 管理職の許可無く、児童・生徒、保護者と電子メール等のやりとりをしないこと。
- ・ 児童・生徒、保護者との連絡は、原則として学校の電話を使用し、安易に個人所有のスマートフォン等のメール等を使用しないこと。
- ・ 職務上やむを得ずメール等を使用する場合は、CCを使って、管理職に同一のメッセージを送信すること。

(過去の事例から学ぶ)

- ・ 校長生徒との私的なメール、電話等の禁止及び生徒と私的に校外で会うことの禁止について指導を受けていたにもかかわらず、勤務校等において、同校女子生徒に対して、不適切な内容を含めた私的なメッセージを約2,300回送信するとともに、路上において、同生徒を抱き締める及び同生徒の唇に複数回キスをした（懲戒免職）。
- ・ 自宅及び通勤途中の駅において、勤務校の卒業生である女子生徒に対して、不適切な内容のメッセージを196回送信するとともに、わいせつな画像を送信した（停職3月）。

(出典：「使命を全うする！」教職員の含むに関するガイドライン：令和3年 4月（改訂）東京都教育委員会)

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/personnel/duties/release_guideline.html

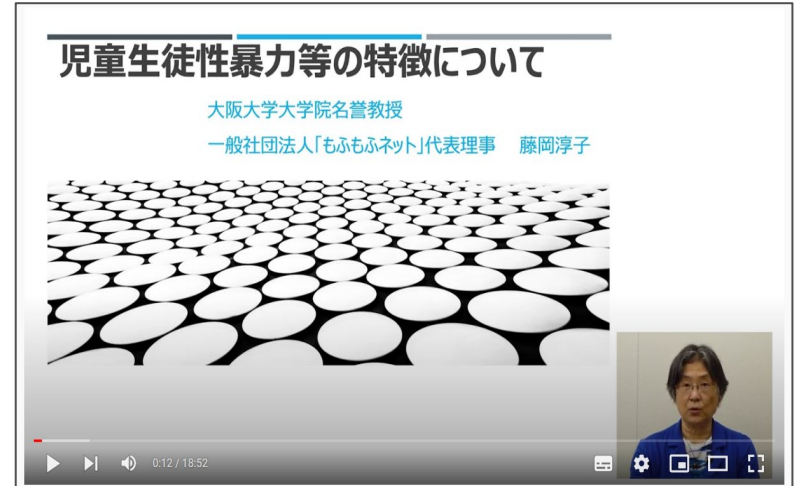
6. 参考となる関連動画や教材について

○【動画】児童生徒性暴力等の特徴について

大阪大学名誉教授・藤岡淳子講師

性暴力等の類型、性暴力が身近な教員に起こりえることや、性暴力等の被害が認識されにくいことなどについて解説しています。

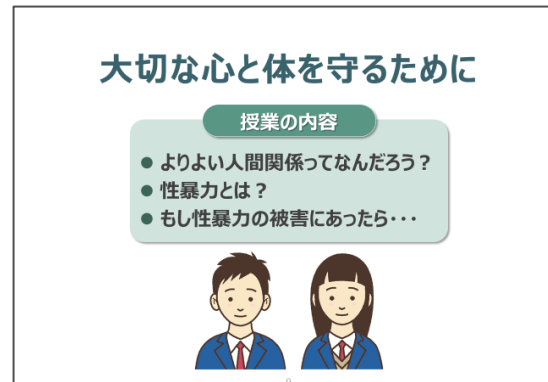
<https://youtu.be/Nb2J4KzYuUg>



○【教材】「生命（いのち）の安全教育」

子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための教材、啓発資料、指導の手引き等。

指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応ポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫などを示しています。



(↑中学生向け)

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



(↑小学校(低・中学年)向け)

児童生徒性暴力等はいかなる理由があっても決して許されるものではありません。



文部科学省